

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宇陀市長 金剛 一智

市町村名 (市町村コード)	宇陀市 (29212)	
地域名 (地域内農業集落名)	赤埴地区 (赤埴集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年8月28日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、中山間地域等直接支払交付金事業などの日本型直接支払事業に取り組み、農地や農業用施設の管理に努めることで、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めている。法人を中心に農地集積がなされているが、地域内外からの担い手の確保や新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻の生産が主になされている。
引き続き、農地の集積・集約化や有機農業を始めとする環境と調和の取れた農業、スマート農業の導入などを検討していく。
また、地域コミュニティの活性化や、地域内外から農地を利用する者を確保するために必要な獣害対策を含めた条件整備を検討し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	13.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	13.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

地域での農地利用を基本として、農地所有者の意向に応じて農地バンクへの貸付けを検討する。担い手の地域への参入があった際は農地の集積・集約化を検討し、地域農業が持続的な発展を目指す。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域が主体として耕作、保全に取り組み、担い手からの耕作意向があった際は集積集約化等を検討する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
耕作者の確保が難しくなった農地は、農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手の意向があれば地域で検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域が主体として耕作、保全に取り組み、地域内外からの担い手に耕作意向があった際は集積集約化等を検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域の状況に応じて作業受委託等を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防止柵の設置・管理を行うと共に、地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。
- ②みどりの食料システム戦略や日本型直接支払等の取り組みを進めると共に、病虫害防除や農地の集積・集約を行う際には考慮・調整し実施する。
- ③過疎高齢化に対応するため、スマート農業の導入を検討していく。
- ⑦日本型直接支払等に取り組み、地域資源の保全に努める。
- ⑧担い手からの意向があった際は地域で検討する。
- ⑨堆肥の活用等耕畜連携を進める。